

第10章 「平素からの協力」

纈 纈
厚

「平素から行う 米軍への協力・支援については、日米安保条約六条において、米軍の施設・区域だけに限定された内容であったが、新ガイドラインでは、実に四〇項目にわたる「後方地域支援」「運用協力」という名の米軍への軍事協力が日本政府に突きつけられている。言うまでもなく、これは現行の日米安保条約にも盛り込まれていない内容である。

それは大きく分けて、(1) 平素から行う協力、(2) 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、(3) 日本周辺における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力、の三つに区分される。このうち、本章では「平素から行う協力」について、その内容と問題点を摘出しておきたい。

一 目的は現代版国家総動員体制づくり 新ガイドラインでは明記された「平素からの協力」なる内容は、安保条約第六条に示された米軍の極東有事対処だけでなく、米軍の全世界を出動区域とする有事対処への全面的支援態勢を、「平素」＝平時から確立しておくことに狙いがある。これがそが平時から地方自治体や民間人をも巻き込んで創り出されようとしている、文字通りの現代版「国家総動員体制」と言い得るものだ。

この場合、「平素からの協力」とは国連との関連性を表向きに掲げながら繰り返されているPKO派兵や、ASEANフォーラムという地域的安全保障態勢の強化・確立など、これまでに政策化されてきたものも含んでいる点に注目しておきたい。特にこの間、日米両当事者間ではPKO派兵の問題に関連し、有事状態に陥っていない場合にも、「人道的活動」の名目で海外派兵を自在に実行できる方向での検討が開始されている。具体的には、安保対象地域の無限の拡大を証明するものとして、現在アメリカが構想する「アフリカ緊急対応軍」への自衛隊の可能性を予期し、平素からその準備を進めておこうとするものだ。

すでに、モザンビークやルワンダへの派兵実績を持つ自衛隊の従来の海外派兵の狙いも、実はこの「アフリカ緊急対応軍」創設構想との関連から出てきたものと考えられる。現在の安保条約に規定された安保対象地域を大きく逸脱した地域にまで、自衛隊の作戦対象地域に組み入れようとしているのだ。

二 有事体制の中核は日米軍事力 新ガイドラインの文書には、「有事」の表現は慎重に回避されているが、その実行過程で有事立法の立ち上げが避けられないことを日本政府・防衛庁は最初から隠していなかった。有事立法による有事体制づくりを基本目標とする、新ガイドラインの合意成立によって、日本列島は事実上有事体制に入った、と指摘しても過言ではない。

事実、新ガイドラインおよび「周辺事態措置法案」に登場する「周辺事態」とは、地理的空間の無限の拡大を前提として想定される戦争状態を意味しており、その「周辺事態」に対応する「準備」や「検討」が「平素から行う協力」の名で強行されることになっているのだ。

しかも、ここで目標とされる有事体制の中核は、日米が共同して構築する軍事力である。それは、「Ⅲ平素から行う協力」の冒頭において、「日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内での防衛力を保

持する」ことで自衛隊軍事力の増強を図り、アメリカは日本の防衛を口実として、「そのコミットメントを達成するために、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する」との文面から明らかである。

要するに、アメリカはアジアにおける核戦略を基軸に据えてアジア太平洋地域に展開する約一〇万人の兵力規模を堅持し、かつこの兵力に増援可能な他の兵力を常時準備するということを宣言しているのである。それで日本は、米軍事力を補充し、「周辺有事」にアメリカと共同対処可能な自衛隊軍事力を整えていくとしているのである。このことは、同時に日本がアメリカの対アジア核戦略に完全に組み込まれていくことを意味している。

たしかに、表向きはアメリカのある種の外圧として新ガイドライン安保体制の再構築が押し進められている形式を踏んではいるが、日本側からも積極的にこの枠組みを選択しようとする意図が見え隠れする。つまり、日本側が冷戦構造の時代における制限的であった日米軍事協力関係を大幅に軌道修正し、アメリカの軍事戦略に全面的に^{ポイント}関与していくことを決意したことを意味しているのである。

三 アメリカ軍事戦略に組み込まれる日本　ここでの問題は、日本が関与しようとするアメリカのポスト冷戦時代の軍事戦略「地域紛争対処戦略」が、生物・化学兵器（BC兵器）を使用した国家には核兵器の使用を容認し「大統領指令六〇号」（一九九七年一月）に象徴されるように、より具体的には「使い易い核兵器」と位置づけられ、地中貫徹型小型核爆弾（B61-11）の使用を前提として組み立てられていることだ。⁽¹⁾ソ連というアメリカと並ぶ核超大国の消滅もあって、核使用踏み切りの敷居が低くなっている現実がある。加えて、インド・パキスタンの原爆実験に見られるように核兵器の拡散という世界的状況のなかで、核戦争の可能性が強まっている。

さらに、本章の冒頭の後段には、日米両政府が各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的

な安全保障の構築のため、平素から密接な協力の維持を約束するとした文面が登場する。すなわち、「日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。その協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取り決めに基づく相互支援活動が含まれる」と。有事事態においてアメリカへの人的物的支援を円滑に遂行していくには、「平素から様々な分野での協力」が不可欠とされる。つまり、平時からの軍事動員態勢の確立が求められているのだ。

平時からの軍事動員態勢の方針は「周辺事態措置法案」にも明確に盛り込まれており、同法案の五条と六条には「後方地域支援」の名による徹底した米軍支援態勢づくりが記されている。ここでは、取り敢えずは米軍への支援を第一の目標に据えられているが、同時に日米統合軍の展開を支援する態勢づくりをも展望されているよう。

「地域紛争対処戦略」が求める戦争とは、湾岸戦争に匹敵する規模の戦争を同時に二カ所で遂行可能な軍事動員態勢の確立を条件とする。これを数字的に言えば、約一〇〇万人の兵力動員と約二〇〇万トンの軍事物資の集積と搬送である。それで、アメリカは湾岸戦争時にサウジアラビアやドイツが担ったような役割を日本に期待しており、日本がそれに応えて初めて成立する戦略という側面を持っている。そこから、日本からの支援態勢が整うたにも、「日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する」必要があると確認されているのである。

強化される情報

機雷除去や空海域調整など、新ガイドラインに明記されながら「周辺事態措置法案」には盛り込まれなかった事項がいくつかある。警戒監視（情報交換）もそのひとつである。「Ⅲ 平素から

交換と政策協議

行いう協力」の第一項には、「Ⅰ 情報交換及び政策協議」が掲げられ、「日米両政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する」とある。

一 強化される自衛隊の情報収集能力の背景 自衛隊は、一九九七年一月に統合幕僚会議のなかに情報本部を設置するなど、日米安保再定義路線のが浮上に呼応するかのようになり、ここに来て一段と情報収集能力の強化と態勢強化を図っている。

ハード面では対潜哨戒機P3Cや、一九九八年三月に自衛隊浜松基地に配備された早期空中警戒機(AWACS)E767(一九九九年二月末にはさらに二機追加配備予定)による洋上監視、象の檻による通信傍受、北朝鮮から発射されたミサイルを日本海で追跡していたイージス艦「ちょうかい」の動向など、ここに来て日本の情報収集能力の飛躍的向上が見られる。

なかでも、AWACSの導入に関連して新ガイドライン中間報告が発表された当時、「情報交換、情報の提供、これは日本に四機導入されることになっておりますAWACSの参加もふくまれるか」という松本善明議員(共産党)の質問に答えて、秋山昌廣防衛庁防衛局長は、「情報収集活動の一環としていろいろのものがござります。そのうちの一つにAWACSの情報収集も当然入ります」(衆議院外務委員会・一九九七年六月一日)と明言していた。

そこでは、収集された日本側の情報が米軍と情報通信網を通して提供され、また米軍の情報も日本側に提供されることを明記しているが、実態は米軍の圧倒的な情報収集能力から、日本側が一方的な受け手となる現実は従来と変わらない。確かに、イージス艦「ちょうかい」のミサイル追尾により確保された情報が米軍側に提供されたようだが、北朝鮮のミサイル発射直前の情報はアメリカ軍から提供され、日本の自衛艦はアメリカからの依頼、すなわち、事実上の指示によって日本海での待機と追跡という軍事行動を取ったに過ぎない。

二 相互対等でない「情報交換」の現実 一九九七年六月に実施された防衛庁内局の組織替えの際に防衛局から運用課を切り離して局に昇格させ、運用局を設置したが、このなかに市ヶ谷の中央指揮所や統合防衛デジタル通信

網（IDDN）の整備を担当する指揮通信課を置いたのも、こうした一連の「情報交換」態勢の強化という文脈に沿ったものであった（運用局長は日米防衛協力小委員会の正式メンバー入りすることになった）⁽²⁾。

だが、ここで問題としなければならないことは、日米の情報収集能力の格差から生じる必然的な結果として「情報交換」なるものが決して、相互対等の形で進められるものでないことである。現実には、アメリカ軍の情報をベースにして作戦行動を規制されることは必至であり、そのことはアメリカ軍の主導権下に、日本自衛隊が文字通りアメリカ軍の従属部隊としてしか機能しない点である。日本政府・防衛庁は、そうした実態を十分に承知しており、そのことは米軍主導の日米混成部隊の創出に合意していることを意味しているのである。

そうだとすれば、さらに重大な問題がこの項目から派生していることに気付かない訳にはいかない。なぜならば、「周辺事態」という認定の基礎となる情報分析をアメリカ軍の手に委ねることは、「周辺事態」（＝有事）の是非の判断を一方的に仰ぐことになるからである。日本政府は、この点について日本側の主体性を発揮し得るとしているが、圧倒的な情報収集能力格差と従来からの日米情報交換の実績から、それは机上の空論に等しい。

ここにおいて確認しておくべきは、この「情報交換」という文言の下で、「周辺事態」の認定者としてアメリカ軍があり、日本政府および自衛隊は、アメリカ軍の認定する事態＝有事に際し、無条件に軍事的かつ人的な協力を求められることになることだ。しかも、その事態に備えて、「情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる」ものとし、アメリカの認定した事態に日米が政策協議すると言っているのである。要するに、アメリカが認定し、主導する戦争に日本が政策的に「平素」から関わることを約束される訳だ。

三 危険な安全保障概念の拡大解釈

「2 安全保障面での種々の協力」の項目のポイントは、安全保障概念の

恣意的な拡大解釈の試みである。新ガイドラインがアジア及び世界の有事化に対応する日米合同の軍事共同体づくりにより主眼が置かれていることは明らかだが、その軍事色を希薄化・曖昧化する試みとして、「安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する」とし、国連平和維持活動（PKO）や国際救援活動の分野における日米の協力が強調される。

一九九二年一〇月、PKO協力法が成立して以来、自衛隊はカンボジア・モザンビーク・ゴラン高原と海外派兵を重ね、一九九八年一月には災害救助を理由に中南米に位置するホンジュラスへの派兵が行われた。自衛隊は、「平和維持」「災害救助」を看板に掲げながら、文字通り地球規模での活動の実績を重ね、近い将来に本格化しようとする日米統合軍の一翼を担いつつ、世界のあらゆる地域での作戦行動を円滑に履行すべく訓練に勤しんでいるのである。

「周辺事態」なる名称が冠せられた今回の法案において、地理的限定的なものではなく、地球規模で派生するとされる日本とアメリカの「平和と安全」にとつての脅威を「事態」＝有事とする以上、ここから導き出される結論は、日米（取り分けアメリカ側）が恣意的に「事態」と判断する状況において、自衛隊が何時でも何処にでもアメリカ軍と共同して派兵される現実と直面していることだ。そのような軍事行動の可能性や意図を覆い隠すために、有事も平和維持活動も災害も同次元で安全保障の概念で括られているのである。恣意的で御都合主義的な安全保障論の拡大解釈と言うほかない。

国益の保守や拡大を目的とする有事＝戦争と、人間の基本的人権を保障・擁護しようとする平和維持活動や災害救援活動とは、同次元で捉えられるものではない。有事対処と人権保障とでは、問題の本質もまた解決の手段も根本的に異なるはずだ。それを意図的に混在させてしまうやり方は危険であり、むしろ意図的でさえある。

ここでも、PKO派兵や国際救援活動の背景にあるものが、「平素」からの海外派兵出動への地均しと常態化、さらには出動訓練にこそ本当の狙いが込められている。こうして、軍事行動の危険な意図を薄める試みが、巧みに用意されているのである。

「包括的メカニズム」の実態は 「平素から行う協力」のなかで、最も注意すべきはこの「3 日米共同の取り組み」に記され、日米が連合して戦争態勢の構築を進めるための「包括的メカニズム」および「調整メカニズム」と称する二つの機構（メカニズム）であろう。特に前者は、一九九七年九月の「日米共同声明」の発表において、新ガイドラインを実行する上で「決定的に重要」と位置づけられた機構である。

一 日米合同軍事機構 橋本政権の折り、一九九八年一月二〇日に小渕恵三外相と九間章生防衛庁長官がコーエン米国防長官と会談し、新ガイドラインを実行する中核組織として「包括的メカニズム」を同日付けで発足させた。同時に、日本有事の共同作戦計画と周辺事態の相互協力計画の策定に着手することで合意し、日本政府は「包括的メカニズム」のもとで新ガイドラインの実行作業に入り、有事関連法案の検討作業を進めた結果、「周辺事態措置法案」の国会上册に漕ぎ着けた経緯がある。さらに、同年二月二日から実施される日米共同統合指揮所演習（キーンエッジ98）は、その成果が「共同作戦計画」の検討に活用されることになった。

「包括的メカニズム」は、アメリカ側から米国防長官と米国防長官、日本側から外務大臣と防衛庁長官から成る「日米安全保障協議委員会」（SCC、2プラス2）、西国政府の外交・防衛関係省庁の局長と米太平洋軍の代表、自衛隊の統合幕僚会議事務局の代表から成る「日米防衛協力小委員会」（SDC）、一九九八年一月二〇日の日米閣僚会議で新設が決定した組織で、日本側から自衛隊の統合幕僚会議、陸海空幕僚監部、アメリカ側から在日米軍司令部、太平洋軍の代表で構成される「共同計画検討委員会」（BPC）、日本政府の「関係省庁局長等会議」（一七の省

庁が参加)、必要の都度、外務省と防衛庁が設定する「連絡・調整の場」の五つから構成される(一五二頁の図を参照)。新ガイドラインでは「包括的メカニズム」の任務を、「日本有事」の「共同作戦計画」と「日本周辺有事」の「相互協力計画」(実態は「共同作戦計画」)を策定し、「準備のための共通の基準」と「共通の実施要領」、すなわちアメリカ軍と自衛隊の共通の「戦時即応段階」と実戦のための「作戦規定」や「交戦規定」の作成としている。要するに、「包括的メカニズム」は、アメリカ主導の作戦計画や動員計画の立案作成を担当する日米両国間の合同軍事機構なのである。

二 文民統制を拒む制服主導の機構運営 そのような目的・任務を期待された機構である「包括的メカニズム」には、いくつかの問題点が残されている。第一に、「包括的メカニズム」を構成する各組織間の関係が必ずしも明らかでなく、「共同作戦計画」や「相互協力計画」の原案が一体どの組織で作成されるのという点である。「包括的メカニズム」の構成図を見る限りでは、基底部分に位置するBPCと考えるのが取り敢えず妥当とするのが現在大方の見方である。

だとすると、BPCが日米両国の制服組(武官)だけで構成されている点が問題となる。原案作成者が制服組となり、そこでの原案が上の組織と描かれているSDCにおいて検討されるはずである。主に背広組(文官)から構成されるSDCが、BPCとの関係において「調整」の役割を与えられており、そのことは両組織が対等な関係に位置づけられていることを意味する。

そのことは、同時に制服組と背広組とが対等とされている訳で、背広組優位の従来の関係を精算しつつ、実質的には制服組優位の機構運営が意図されていると言つてよい。自衛隊統幕議長の権限強化を中心とする制服組の地位向上を視野に入れながら、最終的にはシビリアンコントロール(文民統制)の逸脱ないし否定が目論まれているの

である。⁽³⁾

シビリアンコントロールの否定を示唆するのはそれだけでない。日米両国の制服組から成るBPCがSCCと実線で結ばれ、しかも場合によってはSDCをスポイルする可能性があることだ。実質的にスポイルされているのはSDCだけでなく、関係省庁局長等会議にしてもBPCと調整関係を確保しているだけで、原案作成や実行におけるの発言力や影響力が保証されていないのである。

このことは「包括的メカニズム」が最終的には日米両国の制服組によって「計画の検討」が行われていくことを意味し、ここに同メカニズムの本質的な危険性が存在する。平素から制服組主導による日米共同作戦計画や相互協力計画、つまり、戦争政策と戦争動員政策が押し進められる構造づくりが画策されているのである。

「調整メカニズム」 「包括的メカニズム」とともに、「調整メカニズム」と称する極めて危険な機構づくりについての危険な中身 ても触れておかなければならない。それは後段における「日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく」とする箇所である。

一 「調整メカニズム」とは米日連合同司令部のこと やはり、一九九八年一月二〇日の日米閣僚会議で、「構築への努力を継続する」ことが決定されたが、そこで示された「調整メカニズム」とは、平時からの「緊急事態」（有事）に備える為の組織を意味しており、アメリカ軍と自衛隊の「共同調整所」、すなわち、米日連合同司令部の創出を意図したものであった。「調整メカニズム」とは軍事的意味での「連携メカニズム」、事実上「米日連合同司令部」のことであり、日米両軍が統合軍を編成して軍事行動を展開する場合の共同指揮所としての役割を担う機関となる。

これに関連する既成事実の積み重ねが進められており、在日米軍司令部（横田基地）、第五空軍司令部（同）、在日海軍司令部（横須賀基地）、米陸軍軍事輸送司令部（横浜）など、主な米軍司令部には幹部自衛官が派遣・常駐されるようになっていた。また、米第七艦隊の指揮官会議には、自衛隊艦隊司令官などがオブザーバーとして参加している。さらに、一九九八年一月に実施された大矢野原演習場（熊本県）や霧島演習場における日米の統合軍事演習に象徴されるように、軍事演習の回数が増してもいる。日米両軍はソフト面においてもハード面においても、いつでも連合軍事司令部の立ち上げが可能な態勢を整えつつある。

二 「調整メカニズム」構築は三矢研究以来の宿願 そうした方向性は、今に始まったことではない。実際のところ、「調整メカニズム」と呼ばれる日米間の軍事的連携の実績が、日米連合司令部の機能確立を目標として過去二〇年の間にも様々なレベルで積み上げられてきた。例えば、秘密裏に策定されていた有事立法案として国民に衝撃を与えた「三矢作戦研究」（一九六三年）では、朝鮮半島で有事事態が発生したとの判断が下った場合に、日米両国は「日米作戦調整機構」の構築を図り、臨時国会を招集して二週間で八七件の有事立法を「国会での論議を省略して成立させる」としていた。

また、ベトナム戦争がアメリカ軍の完全敗北に終わった直後の一九七五年夏、アメリカは日本政府に「日米共同作戦調整所」の設置を提案した。この当時、三木武夫内閣はアメリカの圧力による軍拡要請に対応して、国民総生産（GNP）の一パーセントを前提にした「防衛計画大綱」を策定し、あくまで日本政府のペースでの防衛力整備の方針を貫こうとした。三木内閣は、文字通りの軍事共同機関である「日米共同作戦調整所」の設置要求には同意しなかったが、その代替機関として「日米防衛協力小委員会」と称する協議機関の設置を認めた。しかし、この二つの組織に実質的に大差は無かったことが今日では明らかになっている。このように、「日米作戦調整機構」から

「日米共同作戦調整所」へ、そして新ガイドライン下における「共同調整メカニズム」の流れを一瞥するだけでも、集団的自衛権の容認とその実行が不可避免的に進行していることが明瞭である。新ガイドラインは、この「調整メカニズム」を「両国の関係機関の関与をえて」「平素から構築しておく」と宣言しているのである。

指揮権問題と 以上、本章に関わる問題を整理してきたが、まだ指摘すべき課題は少なくない。そのなかでも**治安強化対策** 日米連合司令部が創出された場合、日米統合軍の指揮権問題と、「平素」からの準備を迫られることになる米軍支援態勢の一環としての「平素」の有事化を保証する治安態勢の強化や治安立法群整備の問題については少しでも触れておきたい。

一 **集団的自衛権問題との関連で** 従来の日米統合軍事演習の実態からすれば、指揮権をアメリカ軍が掌握する方向で調整が進められていることは間違いない。日本政府は「集団的自衛権」の行使に触れるとして、その実態を曖昧にしてきた。

だが、一九八五年に公開された旧「安保条約」に基づく行政協定に関わる米外交記録において、日米両政府が「有事か否かは米政府が単独で判断し、必要とあれば行政協定による規制を一時的に廃棄し、米軍人を司令官とする日米合同司令部を設置する」ことで合意（秘密の口頭了解）していた事実が明らかとされた事例がある。

かつてベトナム戦争における米韓合同軍の指揮系統の実態を見ても明らかだ。平素（＝平時）において、韓国軍の指揮命令権は韓国側が掌握していたものの、ベトナムの戦場に投入された韓国軍の指揮命令権はアメリカ軍の手に完全に委ねられた。

ベトナム戦争で示されたように、アメリカは「一戦域一指揮官」の原則を保守してきた超軍事大国であり、自国軍隊の指揮を他国に委ねることは決してない。したがって、新ガイドライン下の「米日連合作戦」の指揮官は米太

平洋総司令官となり、自衛隊はその指揮下に置かれる米太平洋軍の一支隊として位置づけられることになろう。

二 着々と進む米軍支援態勢づくり もう一つの問題は、この「調整メカニズム」なる日米合同有事対応機関

とも言うべき軍事権力機構において、米軍への民間港湾・空港等の諸施設や土地の提供、港湾・空港での荷役作業、軍事物資・燃料等の生産・備蓄・運送、艦艇・航空機・車輛・兵器等の整備・修理、軍事施設の建設、軍事施設および艦艇等の汚水処理・給水・給電、医療支援、重要施設の警備等の項目に多大の民間人や行政職員の動員態勢が「平素」より準備されることになることだ。

そのためには、日本の人的物的動員が不可欠とされており、そうしたアメリカの要請にこたえていく態勢を「平素」から確立しておくために立ち上げられたのが有事立法であり、その第一段が「周辺事態措置法案」である。

だが、有事法制はこれだけに留まるものではない。第一〇三条を中心とする自衛隊法、国連平和維持活動（PKO）協力法、道路交通法、航空法、港湾法、河川法、自然公園法、森林法、医師法、医療法、墓地・埋葬関連法、不動産関連法、建築基準法、火薬取締法、会計法など、市民生活に直接的に関わる諸法律の改定によって、有事態に伴う動員態勢が円滑に機能するための法的準備が意図されている。

同時に、こうした一連の戦争動員態勢構築の阻害要因となりうる対象を排除していくために、危機管理態勢の強化を名目に構想されているのが、組織的犯罪対策法、住民基本台帳法などの制定や改定の動きに見られる、国内治安対策の強化である。

それと連動して、内閣行政府の危機管理態勢構築への歩みも着々と進められている。内閣官房に内閣危機管理監を新設し、その下に内閣安全保障・危機管理室の設置や内閣情報センターの設置（一九九六年八月）、警察庁における七都道府県に創設する対テロ特殊部隊（SAT）の増強や国際テロ緊急展開チームの設置（九八年四月）など、警

察の治安機能の拡充も顕著である。⁽⁴⁾

「平素から行う協力」とは、このように国内の軍事動員態勢づくりばかりか、新ガイドラインという一種の「外圧」を追い風にしつつ、国内治安態勢の整備・強化をも必然化させるものとしてある。これらの措置が、さらなる軍事警察国家へのシフトを意味するとすれば、それがどれだけ時代に逆行した誤った選択かは言うまでもないところだ。

こうした問題を考えるうえで、かつてベトナム戦争の折り、直接的にはベトナムとの利害関係を
おわりに

持たない韓国がアメリカの要求で米韓合同軍に組み込まれ、望まない戦争に加担することになった事例を想起すべきであろう。この時、韓国はベトナム戦争開始当初においては医療・運送など後方支援に従事させられ、戦争の長期化と拡大にともないアメリカ軍司令官指揮の下に韓国軍の投入を要請された。

その結果、韓国はベトナムへ最終的に三〇万人以上の兵力を派兵し、三七三九人の戦死者と一万人以上の負傷者、そして現在に続く戦傷後遺症で苦しむ出征兵士を抱えている。韓国のような苦しい体験を、今度は日本が体験せざるかも知れない戦時動員態勢を「平素」から構築しておくことが、新ガイドラインで合意され、今回の法案で具体的に法制化されようとしているのである。

一九九八年一月二三日にアメリカ国防総省が発表した『東アジア戦略報告』(EASR)には、日米新ガイドラインを「従来より効果的な二国間協力の基礎を提供する」と明記されている。しかし、実態はそうではない。「周辺事態措置法案」は、主権国家日本の「自衛」のためではなく、それとは無関係の米軍の活動を支援するために日本の人的資源が強制的に投入される、いわば従属法制なのである。小林直樹氏が指摘するように、法案の危険な本質は、まさにアメリカへの従属性と市民社会の有事化(＝軍事化)にこそある。法案の成立は、日本の社会が

文字通り平素から有事状態化することを意味しているのである。

- (1) ポスト冷戦時代のアメリカの軍事戦略の特徴や問題性、それに呼応する日本自衛隊の位置については、拙著『検証・新ガイドライン安保体制』（インパクト出版会、一九九八年刊）で詳しく論じている。
- (2) これらの点については、社会批評社編刊『最新 有事法制情報』（一九九八年刊）所収の福好昌治論文が詳しい。
- (3) 統幕議長の認証官への昇格や防衛庁の省への昇格など、一連の文民統制を根底から解消し、戦前的意味での統帥権（軍令権）独立志向が、ここにきて一段と強まっている。今後の重大問題として着目しておく必要があるだろう。
- (4) 詳しくは、野田峯雄『周辺事態』（第三書館、一九九八年刊）の第一章「新しいガイドライン」を参照。